



るもい労働衛生通信 [vol.4]



留萌労働基準監督署

HPはこちら↑

令和5年度団体経由産業保健活動推進助成金

申請受付中!

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の80%(上限100万円)を助成するものです。

実施計画提出受付期間

第2次募集: 令和5年6月1日(木)から令和5年7月31日(月)まで

※予算の上限に達した場合等、期日前であっても受付を停止することがあります。

第3次募集: 令和5年8月1日(火)から令和5年9月29日(金)まで

※第2次募集終了時点で、予算の上限に達していなかった場合、第3次募集を開始します。

令和5年度受動喫煙防止対策助成金

申請受付中!

健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されています。

職場での受動喫煙防止対策を行うにあたり、既存特定飲食提供施設において費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」の適用対象になります。

※この助成金は工事費の一部を補助するもので、工事費の全額を補助するものではありません。

申請受付期間: 令和6年1月31日(月)まで

※原則申請順。申請額が予算額に到達した場合、申請受付は締め切りの予定です。



←団体経由産業保健活動推進助成金について



←受動喫煙防止対策助成金について

各助成金の申請の流れ等の詳細は、左の2次元コードから確認してください。



石綿障害予防規則の改正について

【事前調査結果報告】

解体・改修工事における石綿ばく露による健康障害を防止するため、**令和2年7月**に石綿障害予防規則（石綿則）が改正されました。

事業者をはじめとする関係者の皆様へ、規制内容を複数回に分けて、不定期に解説します。

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体 改修(※1)	解体部分の床面積の合計が80㎡以上 請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

材料費も含めた工事全体の請負代金

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です）。

- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ▶ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ▶ 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ▶ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

**事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が
対象です！**

↑厚生労働省リーフレット ↓

「事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります!」から引用

**事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！**

令和5年**10月1日**
着工の工事から!!



※
・特定建築物石綿含有建材調査者
・一般建築物石綿含有建材調査者
・一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

建築物石綿含有建材調査者
講習にかかる
北海道労働局の
登録教習機関はこちらから↑

事業者が行うべきこと

- 建築物の解体工事・改修工事を今後行うことがあるか確認すること
- 令和5年10月1日までに「建築物石綿含有建材調査者」を確保すること

この情報の詳細については、留萌労働基準監督署 監督・安衛課
(TEL: 0164-42-0463)までお問い合わせください。